

奈良県告示第八号

次の私道の廃止は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十五条第一項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めた。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 廃止の場所（令和元年十二月十七日現在の地番による。）
香芝市別所一三一番七
- 二 申請者氏名 秋田工務店株式会社 代表取締役 田上博
- 三 申請者住所 橿原市小槻町二〇九番地の三
- 四 道路の幅員 四・五メートル（四・三六メートル）
- 五 道路の延長 三一・四メートル
- 六 廃止年月日 令和二年三月十七日
- 七 廃止番号 建第R一―二号